

平成30年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

I 担い手の確保・育成

1 技術・社会貢献評価制度の拡充

建設業界における担い手の確保・育成、技術力の向上、県政等への社会貢献活動に取り組む業者を支援するとともに、技術力のある業者の入札参加を促進するため、技術・社会貢献評価制度における評価項目を拡充する。

(1) 評価項目の拡充

① 建設労働災害防止活動 **拡充**（工事）

建設業労働災害防止協会から委嘱を受けた自社の安全指導者を、県内他社に派遣して現場指導を行い、県内建設業界全体の労働安全衛生水準の向上に取り組んだ場合、新たに委嘱を受けた安全指導者を在籍させている場合を加点対象とする。

	現 行	改 正
対象企業	建設業労働災害防止協会兵庫支部の会員で、同協会が実施する講習会、研修会、安全大会等に参加して労働災害の防止に取り組んだ場合	(1) 建設業労働災害防止協会兵庫支部が実施する講習会、研修会、安全大会等又は他の団体が実施するこれらと同等と認められる講習会等に参加して労働災害の防止に取り組んだ場合 (2) 建設業労働災害防止協会から委嘱を受けた安全指導者として、県内業者を対象とした現場指導に取り組んだ者を在籍させている場合 (3) 建設業労働災害防止協会から新たに安全指導者として委嘱を受けた者を在籍させている場合
加点点数	6点	(1) 6点 (2) 6点 (3) 4点
加点期間	2年	同左

〔実施時期〕平成31年7月以降の評価に反映

② 就業体験事業等への協力 **拡充**（工事・業務）

県内の農業高等学校等で実施された就業体験事業等に協力した業者を評価するよう対象範囲を拡充する。

	現 行	改 正
対象企業	県内の工業高等学校(工業系の学科のある高等学校を含む。)、県内の工業高等専門学校、県内の専修学校、県内の各種学校、県立職業能力開発施設で実施された就業体験事業等に協力した場合	県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、県内の工業高等専門学校、県内の専修学校、県内の各種学校、県立職業能力開発施設で実施された就業体験事業等に協力した場合
加点点数	(工事) 8点 (業務) 1点	同左
加点期間	(元請) 2年 (下請) 1年	同左

〔実施時期〕平成31年7月以降の評価に反映

③ 若年技術者の新規採用 **拡充** (工事)

高齢化の著しい建設企業における若年技術者確保の取組を継続して支援するとともに、女性技術者の入職を促進するため、29歳以下の女性技術者を新規採用した企業に対する評価を拡充する。

	現 行	改 正
対象企業	若年技術者(29歳以下)を新規採用した県内建設企業	同左
加点点数	4点/人 最大5人まで評価 (上限20点)	4点/人(女性の場合6点/人) 男女計 最大5人まで評価 (上限30点)
加点期間	2年	同左

〔実施時期〕平成31年7月以降の評価に反映

④ 評価対象とする工事成績の**拡充** (工事)

技術・社会貢献評価数値を入札参加要件とする工種(一般土木、建築一式、電気、管)において県発注工事成績を有しない企業について、個々の発注工事の入札参加資格確認の際に、発注者に1件申請することにより、県平均工事成績に換算した点数として評価する工事成績の対象範囲を拡充する。

県発注 工事成績	技術・社会貢献評価数値		技術 評価 数値																							
	技術評価数値			社会貢献 評価数値																						
	工事成績	工事成績以外																								
あり	県名簿の点数		<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">} 現行</td> <td>89点以上</td> <td>85点以上</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>84~88点</td> <td>80~84点</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>79~83点</td> <td>75~79点</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>74~78点</td> <td>70~74点</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>69~73点</td> <td>65~69点</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">} 追加</td> <td>64~68点</td> <td>60~64点</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>63点以下</td> <td>59点以下</td> <td>-40</td> </tr> </table>	} 現行	89点以上	85点以上	120	84~88点	80~84点	90	79~83点	75~79点	60	74~78点	70~74点	30	69~73点	65~69点	0	} 追加	64~68点	60~64点	-20	63点以下	59点以下	-40
} 現行	89点以上	85点以上			120																					
	84~88点	80~84点			90																					
	79~83点	75~79点			60																					
	74~78点	70~74点			30																					
	69~73点	65~69点		0																						
} 追加	64~68点	60~64点		-20																						
	63点以下	59点以下		-40																						
	なし	県名簿の点数																								
		近畿地方整備局発注(※1)		県名簿の点数																						
		神戸市発注																								
公社等(※2)発注(※1)																										
近畿農政局発注(※1)																										
西日本高速道路(株)発注(※1)																										
本州四国連絡高速道路(株)発注(※1)																										
阪神高速道路(株)発注(※1)																										

(※1) 県域内で施工された工事に限る。

(※2) (公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社

〔実施時期〕平成30年7月入札公告・入札通知分から適用

2 社会保険等加入対策の推進

建設工事における技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等加入対策を推進する。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。

(1) 下請負人を社会保険等加入業者に限定 **新設**

社会保険等加入対策として、県は、県が入札手続を行う建設工事において、受注者を社会保険等加入業者に限定するなどの取組を推進してきた。今後、この対策を一層促進するため、県が入札手続を行う建設工事において、下請負人(二次以下の下請負人を含む。)についても社会保険等加入業者に限定する。

〔実施時期〕平成30年7月入札公告・入札通知分から適用

(2) 請負代金内訳書への法定福利費の明示 **新設**

県が入札手続を行う建設工事において、元請業者から下請業者に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に社会保険等に係る法定福利費を明示する規定を契約書に新設する。

〔実施時期〕平成30年7月入札公告・入札通知分から適用

(3) 社会保険等未加入業者を下請負人とした場合の措置 **新設**

県が入札手続を行う建設工事において、社会保険等未加入業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とした場合は、受注者に対して①契約解除・違約金の請求(又は違約金の請求)、②資格制限(又は指名停止)、③工事成績評定の減点を実施する。
〔実施時期〕平成31年1月入札公告又は入札通知分から適用

3 総合評価落札方式における評価手法の見直し

(1) 施工計画評価型における配点割合の見直し

施工計画評価型において、工事品質の向上と地域固有の社会貢献活動の拡大のバランスを調整するため、施工計画に係る配点を見直す。

型式	評価項目	参考	現行	改正
		〔平成29年7月改正前〕	〔平成29年7月改正後〕	
施工計画評価型	施工計画	15点 (5点×3)	15点 (5点×3)	<u>21</u> 点 (<u>7</u> 点×3)
		33.3%	39.5%	46.7%
	工程表	3点	3点	<u>4</u> 点
		6.7%	7.9%	8.9%
	地域固有の社会貢献活動	4点	4点	4点
		8.9%	10.5%	8.9%
その他の評価項目	23点	16点	16点	
	51.1%	42.1%	35.5%	
満点	45点	38点	<u>45</u> 点	

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

(2) 評価項目「県内産品の使用」の対象資材の**拡充**

評価項目「県内産品の使用」において、加点とする対象資材を「主要資材」から「全ての資材」に拡大し、公共工事を通じて県内産業への経済波及効果の拡大を図る。

対象資材	現行	改正
	主要資材	全ての資材
	見積参考図書「機労材集計表」に「主要資材」又は「主要資材、県内産品有」と記載のあるものに限る。	見積参考図書「機労材集計表」に記載のある全ての資材。

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

(3) 評価項目「新技術・新工法の活用」の対象技術・工法の**見直し**

評価項目「新技術・新工法の活用」において、加点とする対象を「兵庫県新技術・新工法活用システム」から「ひょうごの土木技術活用システム」又は「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録されている技術・工法に見直し、新技術・県内技術の活用を促進する。

対象の技術・工法が掲載されるシステム	現行	改正
	「兵庫県新技術・新工法活用システム(H30.3.31 運用終了)」	「ひょうごの土木技術活用システム(H30.4.1 運用開始)」 「新技術情報提供システム(NETIS)」

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

II 適切なダンピング対策

1 総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策

全ての総合評価落札方式による入札において、価格その他の条件が最も有利な者をより適切に評価するため、品質確保体制を技術評価点に適切に反映させる「施工体制確認型」を導入するとともに、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、適切なダンピング対策を図る。

(1) 「施工体制確認型」の導入^{〔新設〕}

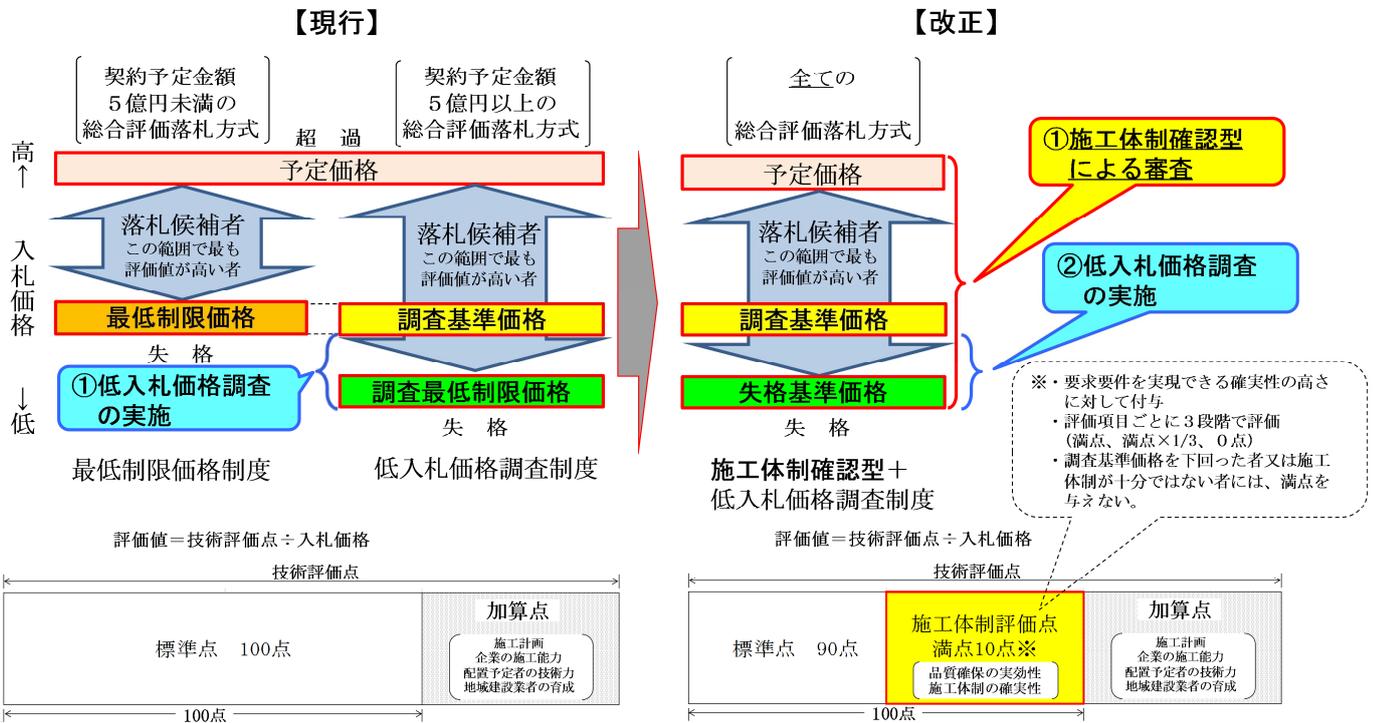
総合評価落札方式において、入札価格が調査基準価格を下回る者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させる「施工体制確認型」を導入し、全ての型式と併用することにより、適切なダンピング対策を図る。

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

(2) 低入札価格調査制度の適用範囲の^{〔拡大〕}

契約予定金額5億円未満の総合評価落札方式において、入札価格が最低制限価格を下回ることをもって失格として排除せず、入札価格が失格基準価格以上調査基準価格未満の者に対して、契約予定金額5億円以上の入札に適用している低入札価格調査制度を適用し、契約の内容に適合した履行がされるかを調査した上で落札候補者を決定する。

総合評価落札方式による入札におけるダンピング対策



落札者決定の方法	現行	
	契約予定金額	
	5億円未満	5億円以上
総合評価落札方式	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
価格競争方式	最低制限価格制度	低入札価格調査制度

改正	
契約予定金額	
5億円未満	5億円以上
低入札価格調査制度	
最低制限価格制度	低入札価格調査制度

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

Ⅲ 品質確保

1 総合評価落札方式における評価手法の拡充

(1) 評価項目「工事成績」の加点の対象とする発注機関の拡充

地域建設業者の企業及び技術者の技術力をより適切に評価するため、公社等が発注する県内域の工事の工事成績を評価対象に加える。

加点の対象とする工種	入札公告に示す該当工種の土木工事		
加点の対象とする発注機関	兵庫県		現行
	近畿地方整備局（※1）		
	神戸市		
	公社等（※2）		拡大（※3）
	近畿農政局（※1）		
	西日本高速道路(株)（※1）		
	本州四国連絡高速道路(株)（※1）		
阪神高速道路(株)（※1）			

（※1）県域内で施工された工事に限る。

（※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社

（※3）平成30年7月以降完成した工事に限る。

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

Ⅳ 入札手続の円滑化

1 入札制度における支援

(1) 総合評価落札方式におけるランダム係数の廃止 **見直し**

総合評価落札方式においては、入札価格のほかに価格以外の要素も評価して落札者が決定されるため、調査最低制限価格を知りえても必ずしも落札に直結しないことから、ランダム係数の適用を廃止し、入札参加者の積算能力を含む技術力を適正に評価する。（価格競争方式は、引き続きランダム係数を適用）

入札方式	現行		改正	
	入札価格をもって失格となる基準		入札価格をもって失格となる基準	
	5億円未満	5億円以上	5億円未満	5億円以上
総合評価落札方式	最低制限基本価格 ×ランダム係数	調査最低制限基本価格 ×ランダム係数	失格基準価格（＝失格基準基本価格）	
価格競争方式	最低制限基本価格 ×ランダム係数	最低制限基本価格 ×ランダム係数	最低制限基本価格 ×ランダム係数	失格基準基本価格 ×ランダム係数

※ランダム係数=0.99950～1.00050（0.00001刻み）

〔実施時期〕平成30年7月入札公告分から適用

(2) 評価項目「減点項目」の適用開始 ※「平成29年度における入札・契約制度の拡充」再掲

入札の公正な競争を確保するため、受注者の責により技術資料の記載内容を履行できなかった場合には、当該工事の工事成績評定点を減じることに加えて、次回以降に総合評価落札方式による入札に参加する際に、技術評価点を減点する。

評価項目	減点項目		
適用する型式	全ての総合評価落札方式の型式		
減点の基準	総合評価落札方式の工事において、工事成績評定の減点を伴う技術資料の記載内容の不履行があった場合に減点する。		
減点の期間	当該工事の引渡完了年度の翌年度7月から翌々年度6月までの1年間		
減点	技術資料の記載内容の不履行（1年間通算）	1項目	▲2点
		2項目	▲4点
		3項目以上	▲6点

指名停止基準適用の明確化	同一工事において技術資料の記載内容の3項目以上の不履行があった場合、悪質と判断し、指名停止基準 別表第1の4（5）の契約違反により1か月間の指名停止処分を行う。
--------------	--

〔実施時期〕減点の基準となる対象工事：平成29年7月以降に入札公告する工事

減点の適用時期：平成30年7月以降に入札公告する工事から適用